

「特定健診」を受けましょう

健康推進課(☎6517759)
保険医療課(☎6516512)

特定健診は40歳から74歳までの人が対象の、国が定めた健康診断です。診断結果をもとに生活習慣を見直したり、必要な治療を受けることで、腎不全や脳卒中、心臓病などの大きな病気を防ぐことが出来ます。年に一度は必ず特定健診を受けましょう。

【対象】国民健康保険に加入中の人

※受診対象者には、5月下旬にオレンジ色の封筒で、受診券を送付しています。受診券の再発行は、保険医療課まで。

○市が実施する総合健診会場を受診する場合

【期限】12月15日(土)

【申込み】健康推進課までお申し込みください。

○市内の実施医療機関を受診する場合

【期間】平成31年2月28日(木)まで

※事前申込みの有無などについては、受診を希望する医療機関へ直接お問い合わせください。

より詳しい検査を希望する人は、人間ドック費用の助成制度をご活用ください

受診費用の2分の1(上限2万円、宿泊を伴う場合は2万5千円)を助成します。12月28日(金)まで

保険医療課と北部振興局福祉生活課・各支所窓口で受け付けています。特定健診受診者は対象外です。※定員や要件があります。詳しくは保険医療課までお問い合わせください。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を発行します

彦根年金事務所 国民年金課
(☎07491231114)

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が、日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告を行う時に必要になりますので、大切に保管してください。

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。この控除を受けるためには、控除証明書の添付が必要です。

必要です。

対象となる人および送付時期

○1月1日から9月30日までに納付した人

11月上旬に送付

○10月1日から12月31日までに今年初めて納付した人

平成31年2月上旬に送付

※控除証明書が届かない場合や紛失した場合は、左記までお問い合わせください。

問合せ

彦根年金事務所 国民年金課

☎07491231114

公共下水道区域の受益者負担金の猶予地についてのお知らせ

下水道総務課(☎6511600)

公共下水道が整備された区域の受益者(土地の使用者や所有者等)は、下水道の供用開始時に、費用の一部について負担金が必要ですが、対象地が農地である等の場合は、申請により負担金の徴収を猶予できます。

○農地転用などにより猶予事由が消滅した場合、猶予解除の届出が必要です。

○猶予地の売買等で受益者が変更になる場合、異動届の提出が必要です。

※公共下水道の設置等の申請では受益者の変更はされません。

※異動届の提出がない場合、異動前の受益者に負担金が請求されます。

○農業集落排水区域および浅井地区・湖北地区には負担金の徴収猶予制度がないので、届出不要です。

※受益者からの届出がない場合でも、市で猶予事由が消滅していると認められたときは、届出についての案内を送付する場合があります。

※受益者負担金の制度やその計算方法については市ホームページをご覧ください。



▲市ホームページ

届出・問合せ

下水道総務課

☎6511600

【受付期限間近】まちなかで住宅を取得する人を応援します

長浜駅周辺まちなか活性化室(☎65-6545)



まちなか居住推進重点区域内で、市内本店業者と工事請負契約し、住宅を新築する場合や空き家を活用する場合に、建築費用や改修費用の一部を助成します。

助成金の交付要件や申請方法など、詳しくは担当室へお問合せいただくか、市ホームページをご覧ください。

○制度1 まちなか住宅建築等助成金

自らが居住する個人住宅を新築等する場合

【限度額】60万円(助成率5%)

表①の要件に該当する場合は、それぞれの額を加算し、最大280万円助成。

【期限】平成31年3月31日までに計画の認定を受け(工事着工前)、平成31年12月31日までに工事が完了する必要があります。

○制度2 まちなか空き家再生促進助成金

自ら居住するために購入(賃借)した、長浜町家再生バンクに登録された空き家の改修工事を行う場合

【限度額】30万円(助成率10%)

表②の要件に該当する場合は、それぞれの額を加算し、最大230万円助成。

表①【制度1関係】

加算メニュー	限度額	助成率
住宅建築のために平成26年4月1日以降に敷地の所有権または借地権を新たに取得した場合	100万円	4%
子育て世帯の場合	50万円	2%
多世代同居世帯の場合	50万円	2%
多子世帯の場合	20万円	1%

表②【制度2関係】

加算メニュー	限度額	助成率
空き家の再生のために平成26年4月1日以降に建物および敷地の所有権(借地権)を新たに取得した場合	100万円	7%
子育て世帯の場合	50万円	3.5%
認定町家を再生する場合	50万円	3.5%

随時募集(先着順)により市有地を売却します

公共施設マネジメント課(☎65-1717)

民間不動産事業者の専門的な情報や手法を活用し未利用財産の売却を推進するため、滋賀県湖北不動産事業協同組合の協力を得て、随時募集(先着順)による市有地の売却を実施します。

【期間】11月12日(月)～平成31年1月24日(木)

【申込み】申込書を直接担当課まで。

【問合せ】物件について 滋賀県湖北不動産事業協同組合

☎64-1800

申込について 公共施設マネジメント課

☎65-1717

※案内書・申込書は、担当課と北部振興局地域振興課・各支所、滋賀県湖北不動産事業協同組合で配布します。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

※随時募集による市有地の売却とは、市があらかじめ定めた最低売却価格以上で、最初に申し込まれた人を買受人に決定する方法です。

	所在地	地目	面積	最低売却価格
1	東上坂町字野神1533番7	宅地	179.58㎡	2,040,000円
2	富田町字天神90番1	宅地	272.85㎡	2,780,000円
3	西浅井町大浦字狐田2445番5	宅地	344.58㎡	5,270,000円